

ネーミングライツ(命名権)事業募集について

名古屋大学全学教育棟2階 学生ラウンジ ネーミングライツ(命名権)事業募集について

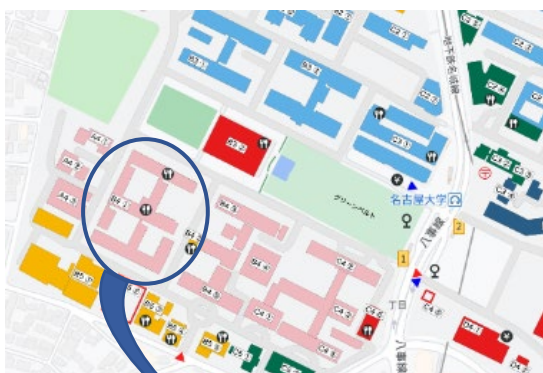
2023年9月6日

以下のとおりネーミングライツ事業(※)を募集しますので、応募される方は、募集要項等を熟読のうえ、申請書を締切日までにご提出ください。

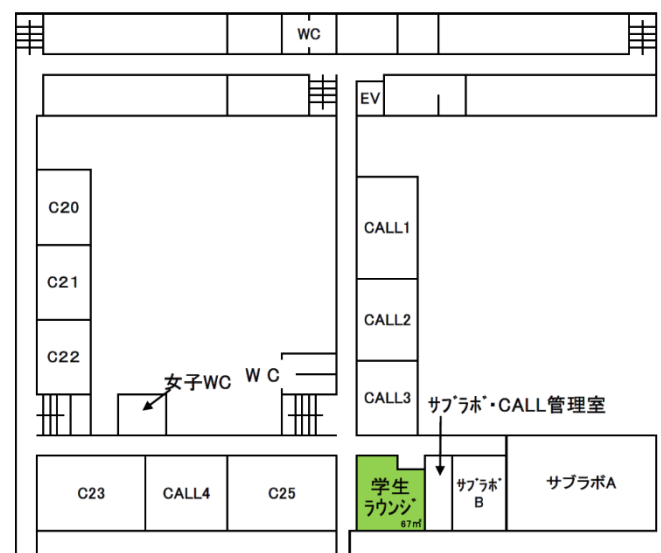
1) 対象施設等

全学教育棟2F 学生ラウンジ (対象施設面積:67㎡・下記図面色塗部)

名古屋大学東山地区キャンパス



全学教育棟2階



対象施設の補足情報

使用者数:1日当たり約100名

主な使用者:学部1・2年生(1学年2,000人)

主な使用目的:自主学習等のため



2) 命名権の付与期間

2029年3月31日まで(4年以上)

3) 申請書提出締め切り

2023年10月5日(木) 17:00 必着

4) 応募資格

募集要項記載のとおり

5) 選定方法

応募資格, 応募条件(命名権料, 契約期間), 愛称その他の提案内容, 経営状況等を総合的に審査し決定します。(応募者が1者のみの場合も, 命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。)なお, 命名権料が, 本学が設定する最低価額(非公開)に達しない場合は選定を見送る。

6) 問合せ先

申請に関すること

名古屋大学 教育推進部教育企画課 共通教育管理係
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 教養教育院事務室
TEL:052-789-3990
FAX:052-789-3527
E-mail:kyo-kan[at]t.mail.nagoya-u.ac.jp

*【at】を@に置き換えてください

- ・【募集要項】
- ・【契約書案】

※ネーミングライツ事業

契約により, 本学が事業者等(法人, 法人以外の団体(以下「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。)に, 本学の施設等の愛称を決定する権利である命名権を付与し, 命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業。

名古屋大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学(以下「本学」という。)は、「東海国立大学機構ネーミングライツ事業実施要項」に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等(法人、法人以外の団体(以下「法人等」という。)若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。)に、本学の施設等(東海国立大学機構固定資産等取扱細則(令和2年度機構細則第54号)第2条第1号イに規定する建物及び構築物)の愛称を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等 対象施設等名 全学教育棟 2階 学生ラウンジ

3. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 人権、教育、労働等に係る社会生活に支障をきたす問題を起こしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 暴力団対策法第32条第1項第2号から第4号までに掲げるもの
- ⑥ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- ⑦ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと認められるもの

4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、2029年3月31日までとします。(4年以上)

5. 命名権の付与条件

(1) 愛称

- ① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設に相応しい愛称として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・法律、条例その他法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体等の名誉、信用、正当な権利、財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風俗営業法第2条に規定する風俗営業に関するもの
 - ・貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・たばこの広告及び喫煙を促すもの
 - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・その他使用する愛称として適当でないと認められるもの
- ③ 組織等の正式名称は変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) 命名権者のメリット

- ① 事業者等は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称サイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称サイン等の内容(デザインや大きさ等)等及び設置場所については、本学と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は事業者等の負担とします。
- ② 本学の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を積極的に使用します。ただし、パンフレット、シラバス等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。(広報媒体によっては、費用負担が発生する

場合があります。この場合は協議により決定します。)

- ③ 愛称使用期間(契約期間)終了の6か月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書(本要項5頁)
- ② 法人等の概要を記載した書類(会社概要)
- ③ 定款, 寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- ⑥ 国税, 地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)

(2) 締め切り

2023年10月5日(木)17:00

(3) 申請書提出先

名古屋大学 教育推進部教育企画課 共通教育管理係
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 教養教育院事務室
TEL:052-789-3990
FAX:052-789-3527
E-mail:kyo-kan[at]t.mail.nagoya-u.ac.jp

*[at]は,@に置き換えてください

7. 選定方法

選定に当たっては、応募資格、応募条件(命名権料、契約期間)、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に審査し決定します。また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。なお、命名権料が、本学が設定する命名権料の最低価額に達しない場合は選定を見送ります。

8. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」等について本学のホームページ等で公表します。

9. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

10. 命名権料の納入

原則、本学が発行する納入依頼書で指定された期日までに、指定した預金口座に一括で納入することになります。

11. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除します。この場合、原則、既納の命名権料は返納しません。

- ① 指定する期日までに命名権料の納入がないとき
- ② 命名権者が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ③ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ 命名権者から契約解除の申し出があったとき
- ⑤ 本学が命名権の付与を取り消すことを必要と認めるとき

12. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

13. 問い合わせ先

ネーミングライツ事業に係る申込の書類等をご提出いただく前に、まずは下記へお問い合わせください。

名古屋大学 教育推進部教育企画課 共通教育管理係
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 教養教育院事務室
TEL:052-789-3990
FAX:052-789-3527
E-mail:kyo-kan[at]t.mail.nagoya-u.ac.jp
*[at]は、@に置き換えてください

ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人東海国立大学機構（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲が所有する施設等の愛称を決定する権利（以下、「命名権」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：全学教育棟2F 学生ラウンジ

（愛称）

第3条 対象施設等の愛称は次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の名称は変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく、施設等の名称を使用することができる。

「〇〇〇」

- 2 甲は、前項の愛称を積極的に使用しなければならない。
- 3 本契約期間内において、乙は愛称を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（名称表示サイン、案内看板等の設置）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、対象施設等及び甲の構内に新たに名称表示サイン、案内看板等（以下「サイン」という。）を設置することができる。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した対象施設等及び甲の構内のサインについて、愛称に変更することを申し入れることができる。
- 3 前2項に定めるサインの内容（デザインや大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサインの設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項に定めるサインの所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサインの所有権は甲に帰属するものとする。
- 6 本契約の契約期間の終了又は解除したときは、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行うことができる。

(サインの管理)

第5条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担する。また当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(命名権に付帯する諸権利等)

第6条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、愛称の普及と定着に努力する。
- 二 乙は、対象施設等の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(命名権料)

第8条 本契約に基づく命名権料は、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。ただし、〇〇年度については、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する納入依頼書により、各年度の4月30日までに支払わなければならない。ただし、〇年度については、〇年〇月〇日までに支払わなければならない。

3 乙が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年率5パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第9条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲

がこれを無償で使用することを認める。

- 2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。
- 3 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

(損害賠償)

第 10 条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第 11 条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第 7 条第 1 項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- 一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - 二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - 三 本契約に定める条項に違反したとき。
 - 四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - 五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - 六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
 - 七 その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。
- 2 乙が前項第 6 号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の 1 ヶ月前までに、甲に申し入れなければならない。

(命名権料の返還)

第 12 条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし前条第 1 項第 7 号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

- 2 前項に対する違反があった場合には、甲は第 11 条第 1 項に基づき契約を解除できる。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第 15 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 名古屋市千種区不老町
国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一

(乙)